

令和7年度愛媛県再犯防止推進会議 次第

日時：令和8年2月5日（木）10：00～11：30
場所：愛媛県自治会館 2階 会議室

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議題

(1) 会長の選出、副会長の指名

資料1

(2) 第二次愛媛県再犯防止推進計画の進捗状況について

資料2

- ・ 県内の再犯の状況
- ・ 計画の各指標の状況
- ・ 令和7年度の取組状況 等

(3) 各機関・団体の取組みについて

資料3

(4) その他（意見交換）

5 閉会

(開催)

第1条 愛媛県における再犯の防止に関する施策を推進するため、愛媛県再犯防止推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

(1) 愛媛県再犯防止推進計画の策定及び推進に関すること。

(2) その他、愛媛県における再犯防止の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関・団体等から推薦のあった職員等及び知事が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を各1名置く。

3 会長は委員の互選によって選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 第2条に掲げる協議事項のうち、個別事項について協議等を必要とする場合は、その事項に関係した委員を招集して会議を開催することができる。

3 会長は、必要に応じて推進会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第5条 推進会議の出席者は、会議等により知り得た秘密を他人に漏らし、また自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、県民環境部県民生活局県民生活課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、令和3年3月31日とする。

3 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

愛媛県再犯防止推進会議構成機関・団体等

区 分	関係機関・団体等
国関係機関	四国矯正管区矯正就労支援情報センター室
	四国矯正管区
	松山保護観察所
	松山地方検察庁
	松山刑務所
	松山少年鑑別所
	愛媛労働局
民間団体	愛媛県保護司会連合会
	愛媛県更生保護女性連盟
	更生保護法人愛媛県更生保護会
	更生保護法人愛媛県保護観察協会
	愛媛県BBS連盟
	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
	愛媛県民生児童委員協議会
	愛媛弁護士会
	一般社団法人愛媛県社会福祉士会
	愛媛県商工会議所連合会
	愛媛県商工会連合会
特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構	
地方公共団体	愛媛県市長会
	愛媛県町村会
	愛媛県
有識者	聖カタリナ大学

第二次愛媛県再犯防止推進計画の
進捗状況について

令和 8 年 2 月 5 日
愛媛県県民生活課

目次

県内の再犯の状況

刑法犯検挙人員中の再犯者数、再犯者率（愛媛県）	1
10万人あたりの再犯者数（愛媛県）	1
全国・愛媛県内の再犯者率	2

計画の各指標の状況

第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標	3
第2 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するための参考指標	
1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組	3
2 就労・住居の確保のための取組	4
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	5
4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	6
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	7

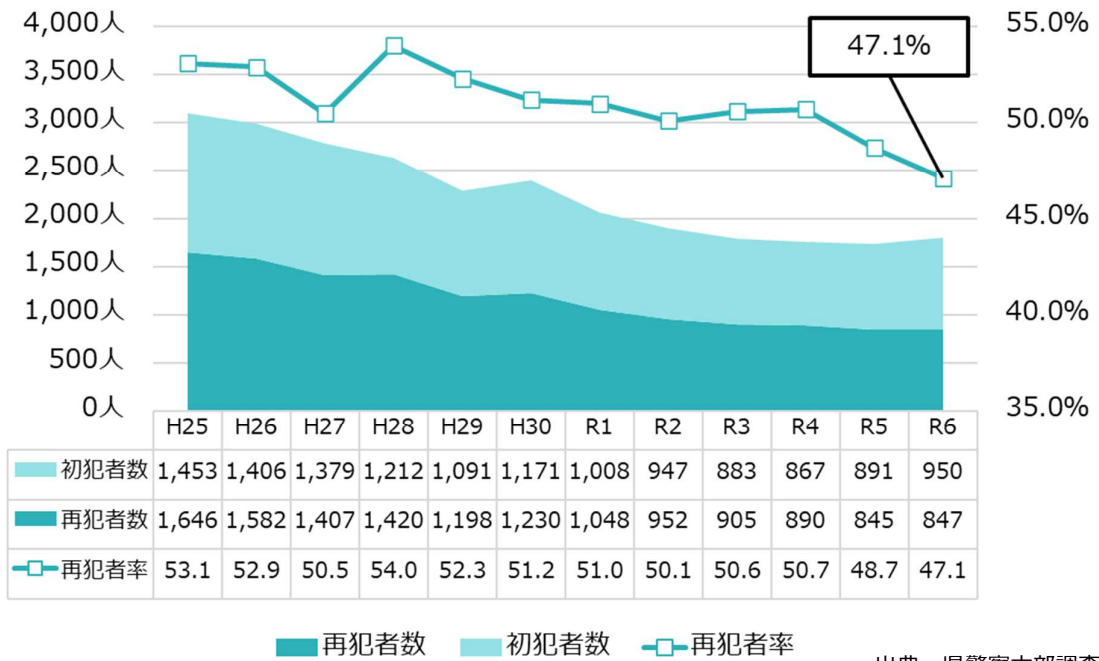
令和7年度の実施状況 等

○国・市町・民間団体等との連携強化	
・ 刑務所出所者等向け相談窓口紹介チラシ・カード作成	8
○就労・住居の確保	
・ 犯罪をした者等への息の長い就労・生活支援事業	8
・ 協力雇用主対象 雇用促進研修会	9
○保健医療・福祉サービスの利用の促進	
・ 地域別再犯防止推進会議	9
○民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
・ 7月「再犯防止啓発月間」県庁ロビー展	10
・ 保護司に対する知事感謝状贈呈	10
・ 退職者ライフプラン支援説明会における保護司制度紹介	11
○その他	
・ 市町再犯防止推進計画の策定状況	11

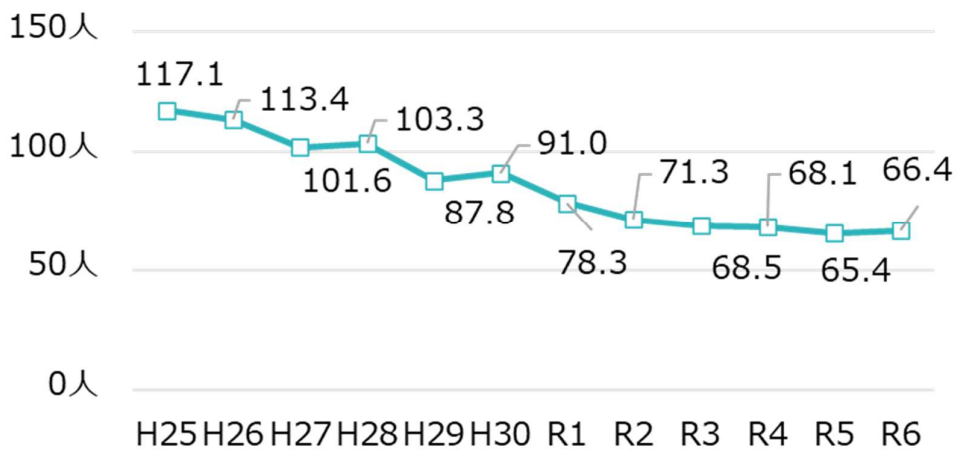
<参考資料>

・ 第二次愛媛県再犯防止推進計画における県の施策体系	12
----------------------------	----

刑法犯検挙人員中の再犯者数、再犯者率（愛媛県）

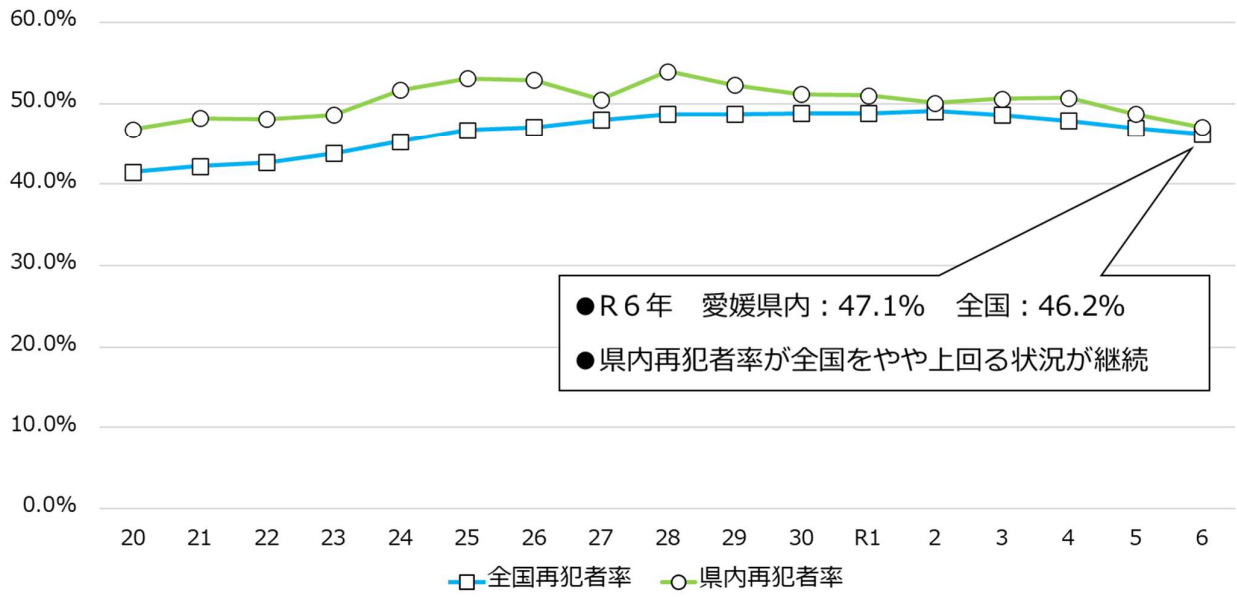


10万人あたり再犯者数（愛媛県）



出典：県警察本部調査及び愛媛県推計人口から作成（H27、R2は国勢調査）

全国・愛媛県内の再犯者率



出典：警察庁・犯罪統計

再犯の防止等に関する施策の指標について

第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

<p>刑法犯検挙人員中の再犯者数の減少 (※基準値から毎年対前年比で5%ずつの減少を見込む)</p> <p>基準値 (計画策定時の直近の統計データ) 890人 (令和4年(2022年))</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>目標値 650人 (令和10年(2028年)) (参考: 過去実績) 1,646人 (平成25年(2013年))</p>

○本県の刑法犯検挙人員中の再犯者数

H30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1,230人	1,048人	952人	905人	890人	845人	847人

第2 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するための参考指標

再犯の防止等に関する重点課題における取組の動向を把握するため、次の指標を参考指標とします。

1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組

(1) 県再犯防止推進会議の開催実績

(単位: 回)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
開催実績	3	2	1	1	2	1

(出典: 県県民生活課)

(2) 再犯防止に係る地域ネットワークづくりに係る会合等の参加人数

(単位: 人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加人数 (市町研修会及び地域別 推進会議)	269	233	144	146	109	129
	R7年度					
参加人数 (市町研修会及び地域別 推進会議)	97					

(出典: 県県民生活課) ※令和元年度のみ市町研修会も含む。

2 就労・住居の確保のための取組

- (1) 協力雇用主数、実際に支援対象者を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている支援対象者数

(単位：社、人)

	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
協力雇用主数	225	247	286	287	297
実際に支援対象者を雇用している協力雇用主数	11	23	19	16	18
協力雇用主に雇用されている支援対象者数	13	26	25	20	23
	R6年				
協力雇用主数	286				
実際に支援対象者を雇用している協力雇用主数	6				
協力雇用主に雇用されている支援対象者数	9				

(出典：法務省 平成31年は4月1日、令和2年以降は10月1日現在)

- (2) 保護観察終了時（1号及び2号）に無職である者の数及びその割合

○少年

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
保護観察終了人員	136	139	103	103	111	110
保護観察終了時に無職である者の数	8	10	9	7	4	11
上記の割合	5.9%	7.2%	8.7%	6.8%	3.6%	10.0%
	R6年					
保護観察終了人員	84					
保護観察終了時に無職である者の数	9					
上記の割合	10.7%					

(出典：法務省)

- (3) 保護観察終了時（3号及び4号）に無職である者の数及びその割合

○成人

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
保護観察終了人員	165	200	156	174	172	146
保護観察終了時に無職である者の数	58	76	63	62	69	56
上記の割合	35.2%	38.0%	40.4%	35.6%	40.1%	38.4%
	R6年					
保護観察終了人員	143					
保護観察終了時に無職である者の数	57					
上記の割合	39.9%					

(出典：法務省)

(4) 更生保護施設や自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

(単位：人)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
更生保護施設	100	94	76	70	56	48
自立準備ホーム	37	29	26	37	36	37
	R 6 年度					
更生保護施設	42					
自立準備ホーム	35					

(出典：法務省)

(5) 県内の事業主からのコレワーク利用件数 (平成 28 年 11 月以降の累計)

(単位：件)

	R 元年末	R 2 年末	R 3 年末	R 4 年末	R 5 年末	R 6 年末
相談を受け、施設情報を提供した件数	15	44	140	209	287	382
	R 7 年末					
相談を受け、施設情報を提供した件数	496					

(出典：法務省四国矯正管区)

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 県地域生活定着支援センターの支援により調整を行った者の数

(単位：人)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート業務終了者数 (帰住地への受け入れ調整)	16	16	13	19	12	17
フォローアップ業務終了者数 (受け入れ施設や本人等への支援)	11	12	8	49	5	1
	R 6 年度					
コーディネート業務終了者数 (帰住地への受け入れ調整)	10					
フォローアップ業務終了者数 (受け入れ施設や本人等への支援)	8					

(出典：県保健福祉課)

(2) 刑法犯検挙人員における再犯者のうち高齢者の数及びその割合

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
刑法犯検挙人員	2,401	2,056	1,899	1,788	1,757	1,736
検挙人員のうち、再犯者数	1,230	1,048	952	905	890	845
上記再犯者のうち、高齢者数	342	328	314	301	316	310
上記の割合	27.8%	31.3%	33.0%	33.3%	35.5%	36.7%
	R6年					
刑法犯検挙人員	1,797					
検挙人員のうち、再犯者数	847					
上記再犯者のうち、高齢者数	299					
上記の割合	35.3%					

(出典：県警察本部)

(3) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
薬物事犯保護観察対象者数	56	61	60	72	73	58
保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数	4	4	0	2	3	1
上記の割合	7.1%	6.6%	0.0%	2.8%	4.1%	1.7%
	R5年度	R6年度				
薬物事犯保護観察対象者数	65	57				
保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数	2	2				
上記の割合	3.1%	3.5%				

(出典：法務省)

※令和5年度から、名称の一部を「保健医療機関等」から「保健医療機関・民間支援団体等」に変更

4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

(1) 犯罪少年検挙人員（刑法）における再犯者数及びその割合

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
犯罪少年検挙人員（刑法）	234	181	133	157	161	138
上記のうち再犯者の数	91	59	34	61	50	44
上記の割合	38.9%	32.6%	25.6%	38.9%	31.1%	31.9%
	R6年					
犯罪少年検挙人員（刑法）	165					
上記のうち再犯者の数	47					
上記の割合	28.5%					

(出典：県警察本部)

(2) 県内の少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時復学・進学決定した者の数

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
復学・進学希望者数	7	8	4	5	3	1
復学・進学決定者数	1	4	3	2	0	0

(出典：法務省)

※県内唯一の少年院（松山刑務所）が令和6年3月末に閉鎖されたため、令和6年以降の数値なし。

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 保護司数及び保護司充足率

(単位：人)

	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
保護司数	751	772	753	760	759	748
定数(804人)に対する充足率	93.4%	96.0%	93.7%	94.5%	94.4%	93.0%
	R7年					
保護司数	737					
定数(804人)に対する充足率	91.7%					

(出典：法務省統計 1月1日現在)

(2) 社会を明るくする運動の行事参加人数

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
参加人数	69,935	116,153	8,755	31,360	44,621	32,803
	R6年					
参加人数	49,979					

(出典：法務省)

刑務所出所者等向け相談窓口紹介チラシ・カード作成

(国・市町・民間団体等との連携強化) ※令和6年度～

県内への帰住希望の刑務所出所者等に対し、相談窓口を紹介する広報資材を作成

犯罪をした者等への息の長い就労・生活支援事業

(就労・住居の確保①) ※令和元年度～

就労支援 コーディネーター の配置

(委託先:NPO法人愛媛県
就労支援事業者機構)

雇用先の確保のため
協力雇用主の開拓や支援等も
行っています。

① 個別相談

- ・電話、来所による個別相談
- ・出張相談も可能
- ・目標設定、支援プラン作成

② セミナー・カウンセリング等
への同行

- ・ビジネスマナー等セミナー
- ・臨床心理士等の心理カウンセリング

③ 職場体験の実施

- ・1企業1週間程度、最多3企業を巡る
職場体験(※人数制限あり)

④ 伴走支援(就労・生活定着支援)

- ・面接への同行、住居確保支援
- ・就職者及び企業への就職後の
フォローアップ



就労支援コーディネーターが
①～④を一体的に実施します。
まずはご相談ください!
TEL : 089-995-8491
(相談受付時間: 月曜～金曜 9:00～16:45)

協力雇用主対象 雇用促進研修会

(就労・住居の確保②)

※令和2年度～

R7年度参加者数：19名（松山保護観察所、更生保護団体、協力雇用主 等）
内容：雇用実績の少ない協力事業主に対し、経験豊富な協力雇用主の協力を得て、雇用理解やノウハウを共有を図り、積極的な実雇用促進を目指す



○協力雇用主の声

- ・出所者の多くは仕事に真面目に取り組む姿勢がある
- ・家族の支えがある人は更生・定着率が高い
- ・出所者の雇用には信頼関係が不可欠

※令和7年度研修会より

地域別再犯防止推進会議

(保健医療・福祉サービスの利用の促進)

※令和元年度～

R7年度参加者数：97名

内容：行政説明、基調講演、ワークショップ（事例検討）



犯罪・障がいにかかる スティグマと対象者理解



人間環境大学総合心理学部
新岡陽光

講義内容：

- ・犯罪者処遇の実態
- ・スティグマとは何か：犯罪と障害をめぐる偏見の構造
- ・スティグマが更生に与える影響：社会的排除と再犯への関係
- ・更生支援におけるスティグマの軽減の方略

[共催：愛媛県社会福祉協議会]

7月「再犯防止啓発月間」 県庁ロビー展 ※令和6年度～ (民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組①)



[協力：松山保護観察所、松山刑務所（順不同）]

保護司に対する知事感謝状贈呈

(民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組②)



退職者ライフプラン支援説明会（県職員等内部向け） における保護司制度紹介

※令和3年度～

（民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組③）



[協力：松山保護観察所]

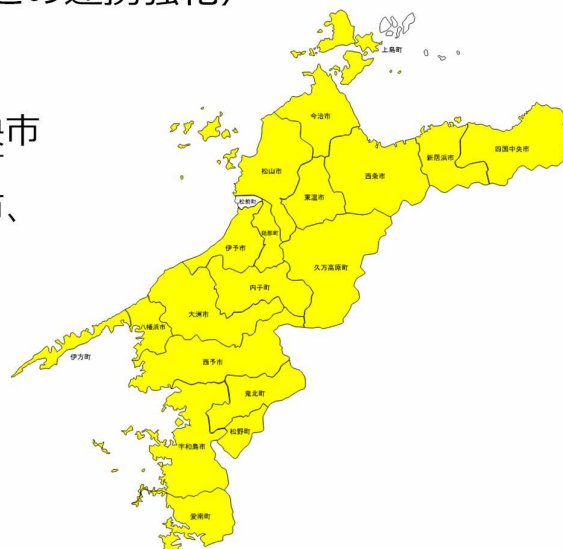
市町再犯防止推進計画の策定状況

（国・市町・民間団体等との連携強化）

- ・ 18市町で策定済
東予：今治市、新居浜市、西条市、四国中央市
中予：松山市、伊予市、東温市、久万高原町
南予：宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、
砥部町、内子町、伊方町、松野町、
鬼北町、愛南町

※令和6年度中新規策定：八幡浜市、伊方町

- ・ 2町で策定予定
東予：上島町（令和9年3月予定）
中予：松前町（令和8年3月予定）



（R7.4.1現在）

県の施策体系

重点課題	基本的な方向性		具体的な取組	担当部局	
第1 国・市 町・民間 団体等 との連 携強化	1 国・市 町・民 間団体 等との 連携強 化	①国、民間団体等との連携強化への取組	ア 関係機関等で構成する県再犯防止推進会議の開催と施策の検証・評価等の実施	県民環境部	
			イ 法務省主催会議等への参加及び法務省地方機関等との連携及び情報共有の促進	県民環境部	
			ウ 施策の周知と相互理解（情報共有）による連携した相談の実施	県民環境部 保健福祉部	
		②市町と連携した施策の推進	ア 市町向け連絡会議等の開催による情報提供や支援の必要性の理解促進	県民環境部	
			イ 市町再犯防止推進計画の策定促進に向けた支援	県民環境部	
			ウ 市町と連携した啓発活動	県民環境部	
第2 就労・住 居の確 保	1 就労の 確保	①就労に必要な基礎知識や技能等の習得	ア 県の職業訓練に係る支援	経済労働部	
			②就職や職場定着に向けた相談・支援の取組	ア 生活困窮者自立支援制度の周知及び就労支援コーディネーターの配置による就職支援や職場定着支援の実施	県民環境部 保健福祉部
		イ 生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業による生活改善支援や一時生活支援の実施		保健福祉部	
		ウ ジョブカフェ愛 work による若年者支援		経済労働部	
		エ えひめ若者サポートステーションによる職業意識の涵養等		経済労働部	
		オ 第一次産業への就労機会の拡大		県民環境部 農林水産部	
		カ 暴力団離脱者への社会復帰支援		警察本部	
		③協力雇用主の確保等		ア 関係機関と連携した協力雇用主制度等の周知	県民環境部
			イ 協力雇用主の社会的評価の向上	総務部	
		④事業者の更生保護活動に対する支援	ア 職場体験や雇用などの更生保護活動への支援	県民環境部	
			イ 関係機関と連携した研修会の開催	県民環境部	
		⑤福祉的な支援が必要な人に対する就労支援	ア 障害者就業・生活支援センターにおける自立支援	保健福祉部 経済労働部	
			イ 福祉的就労への支援	保健福祉部	
		⑥一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保	ア 一般就労に向けた知識等習得支援	保健福祉部	
			イ 社会的企業（ソーシャルビジネス）との連携の検討	県民環境部 保健福祉部	
		2 住居の 確保	①地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援	ア 生活困窮者自立支援制度による居住支援	保健福祉部
				イ 居住施設を備えた協力雇用主の拡大	県民環境部
				ウ 非行少年への自立援助ホームの活用の検討	保健福祉部
②賃貸住宅の供給促進	ア 居住支援協議会を通じた市町や関係団体等の協力促進		県民環境部 土木部		
	イ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間		土木部		

			賃貸住宅登録制度の普及促進	
			ウ 住宅セーフティネットとしての空き家等の活用検討	土木部
		③公営住宅への受け入れ	ア 県営住宅入居に関する低額所得者への柔軟な取り扱いと市町への働きかけ	土木部
			イ 国の動向を見極めた県営住宅への支援対象者の優先入居の検討	土木部
		④一時的な居場所の確保	ア 自立準備ホーム制度の周知への協力	県民環境部
第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進	1 高齢者又は障がいのある人への支援	①福祉的支援の実施体制の充実	ア 県地域生活定着支援センターによる受け入れ施設等の調整、フォローアップと取組の充実強化	保健福祉部
			イ 関係機関を対象とした研修や意見交換会等による多機関の地域ネットワークづくり	県民環境部 保健福祉部
			ウ 福祉施設職員等を対象とした矯正施設見学会等の周知	県民環境部
			エ 地域福祉支援計画との連携	保健福祉部
		②保健医療・福祉サービスの提供	ア 矯正施設等と連携した福祉サービス利用のための手続等の円滑な実施	保健福祉部
			イ 施策の周知・相互理解（情報共有）による連携した相談の実施（再掲）	県民環境部 保健福祉部
	2 薬物依存を有する者への支援	①薬物依存症に関する広報・相談支援の充実	ア 薬物依存症に関する相談窓口等の周知	保健福祉部
			イ 薬物乱用に係るリスクや正しい知識等の普及啓発	保健福祉部
		②治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実	ア 医療提供体制の整備とネットワーク化の促進	保健福祉部
			イ 自立支援医療制度による負担軽減	保健福祉部
			③関係機関・団体等の連携強化	ア 関係機関等との連携強化と継続的な支援の検討
		イ 対象者と家族への支援体制の構築		保健福祉部
		ウ 正しい理解の促進と対象者の孤立の防止		保健福祉部
		エ 民間支援団体との連携と活動支援	保健福祉部	
第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	1 少年の非行防止等	①学校における適切な教育・指導の実施	ア スクールカウンセラー等の配置による相談体制の整備	教育委員会
			イ 相談活動の充実と非行防止教室による問題行動の未然防止	教育委員会
			ウ 薬物乱用防止教室の実施	保健福祉部
			エ 県青少年育成協議会と各団体との連携	保健福祉部
			オ SNS等を活用した相談体制の構築	教育委員会
			カ 非行防止教室や少年警察ボランティア等と連携した社会活動の実施	警察本部
	②地域における少年の立ち直り支援	ア 児童自立支援施設等送致児童への支援	保健福祉部	
		イ 民間協力者等の知識や対応力の向上に向けた支援	保健福祉部 警察本部	
	2 学校等	①学校や地域における学び直しのための	ア 高校等中退者の学び直しに係る授業料の支援	総務部 教育委員会

	と連携した修学支援の実施等	支援	イ 若者学習サポート事業による学習機会の提供及び居場所づくり	保健福祉部
			ウ 自立援助ホーム入居中の非行少年の学び直しの支援	保健福祉部 総務部 教育委員会
			エ 中途退学者への再修学の情報提供	教育委員会
		②少年院・保護観察所等と連携した取組の検討	ア 読書に関する取組についての関係機関連携の検討	教育委員会
			イ 地域の学習ボランティア等の情報提供	教育委員会
			ウ 復学する者等の学びの継続支援に向けたケース検討会等の実施	教育委員会
第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	①犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	ア 児童自立支援施設等送致の保護処分を受けた少年への専門機関と連携した支援	保健福祉部
			イ 子どもへの暴力的性犯罪者の再犯防止支援	警察本部
			ウ ストーカー加害者への適切な措置及びカウンセリング等受診への助言	警察本部
			エ 暴力団からの離脱支援・社会復帰支援の推進	警察本部
			オ 非行少年の社会奉仕活動等による立ち直り支援	警察本部
			カ 松山保護観察所の社会貢献活動への協力	県民環境部 保健福祉部
			キ 依存症に関する相談支援体制の構築	保健福祉部
第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	1 民間協力者の活動の促進	①民間ボランティアの活動に係る支援	ア 県職員退職者説明会での保護司パンフレットの配布等	県民環境部 総務部
			イ 県更生保護女性連盟への助成	県民環境部
			ウ 保護司等への支援機関・制度等の周知	県民環境部
			エ 保護司等の研修会での薬物乱用防止に係る研修の実施	保健福祉部
			オ 協力雇用主の社会的評価の向上（再掲）	総務部
		②更生保護活動者に対する顕彰	ア 民間協力者への感謝状贈呈	県民環境部 保健福祉部
			イ 新たな表彰制度の検討	県民環境部 保健福祉部
	2 広報・啓発活動の推進	①広報・啓発活動の推進	ア 社会を明るくする運動や再犯防止に関する広報・啓発活動	県民環境部
			イ 県民の理解促進に向けた国機関等と連携した交流事業等への協力	県民環境部
			ウ 人権啓発イベント等での啓発活動	県民環境部
			エ 市町向け研修会や地域別会議等による理解や取組の促進	県民環境部
			オ 非行少年を生まない社会づくりの広報や立ち直り支援活動の周知	警察本部

各機関・団体の取組みについて

令和 8 年 2 月 5 日
四国矯正管区
コレワーク四国
松山刑務所



再犯防止施策の動向について



四国矯正管区更生支援企画課

1

四国矯正管区と四国4県の矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所など)



四国矯正管区は、刑務所や少年院などの適切な運営管理を図るために、全国8か所に設置された法務省の機関のひとつです。

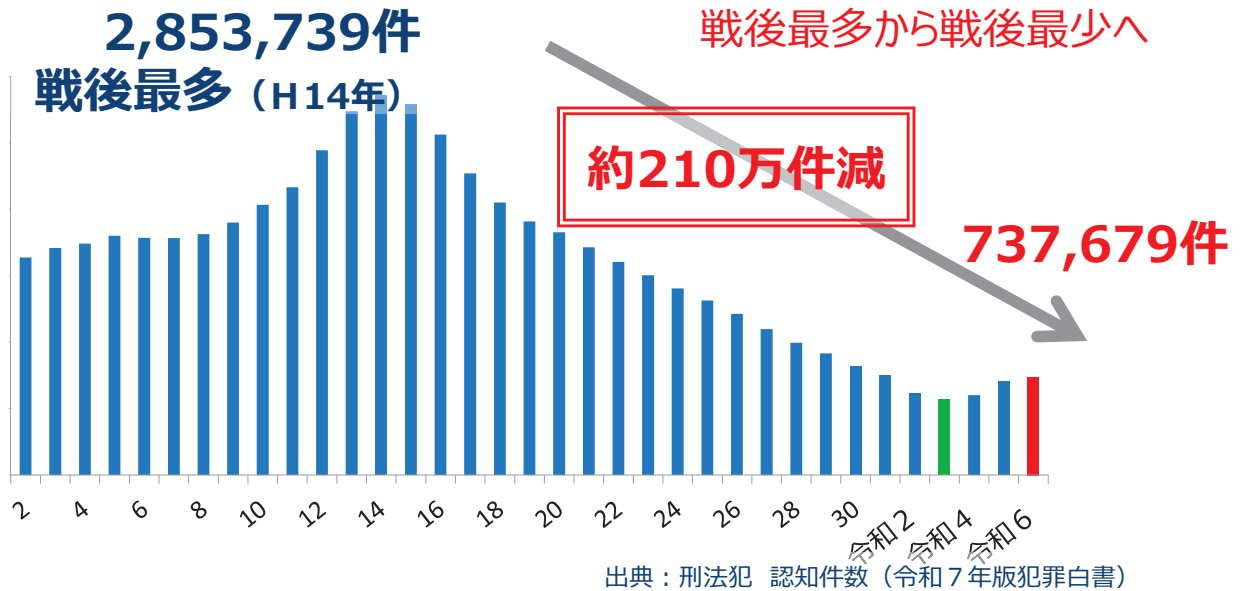
四国4県には、刑務所(本所)が4施設あるほか、刑務支所1施設、拘置支所5施設、泊り込み作業場(大井造船作業場)1施設があります。

また、少年院2施設、少年鑑別所4施設があり、当管区は、これら合わせて管内合計17施設を管轄し、施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

2

なぜ「再犯防止」が必要なのか

刑法犯の認知件数は、長期視点で見れば、減少傾向にある。



3

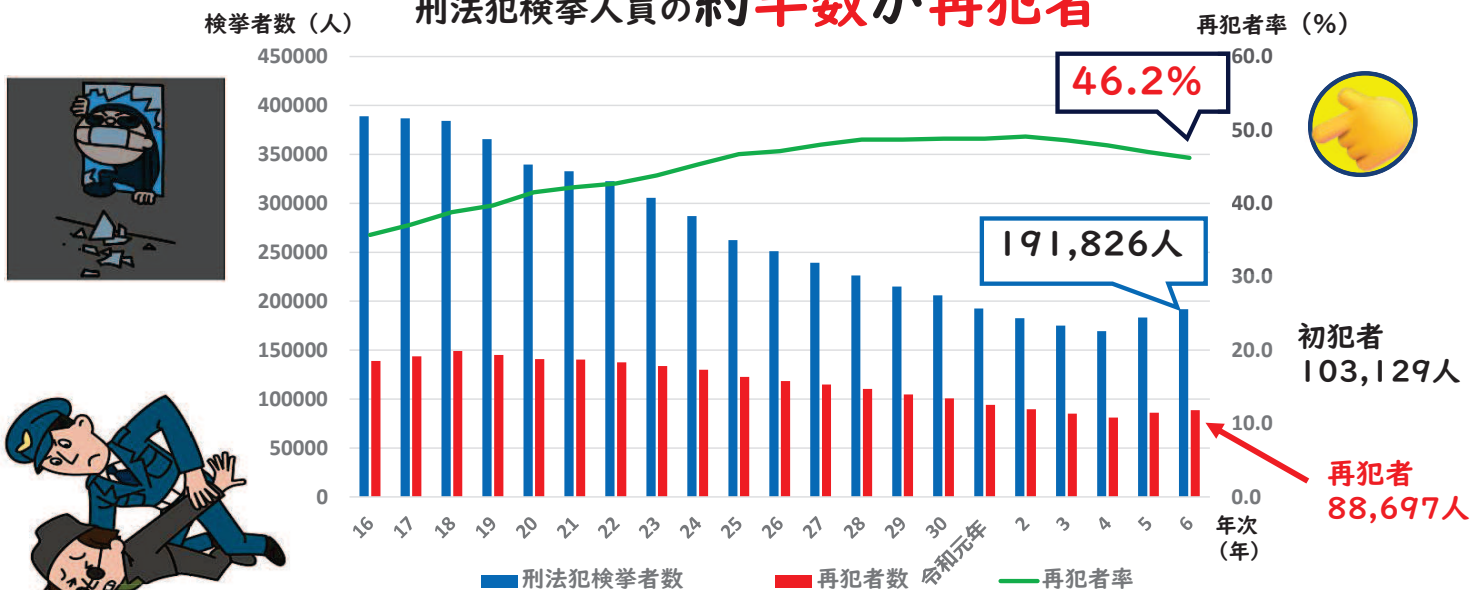
「犯罪（再犯）」の状況

(令和7年版犯罪白書)

★再犯の現状

刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の約半数が再犯者



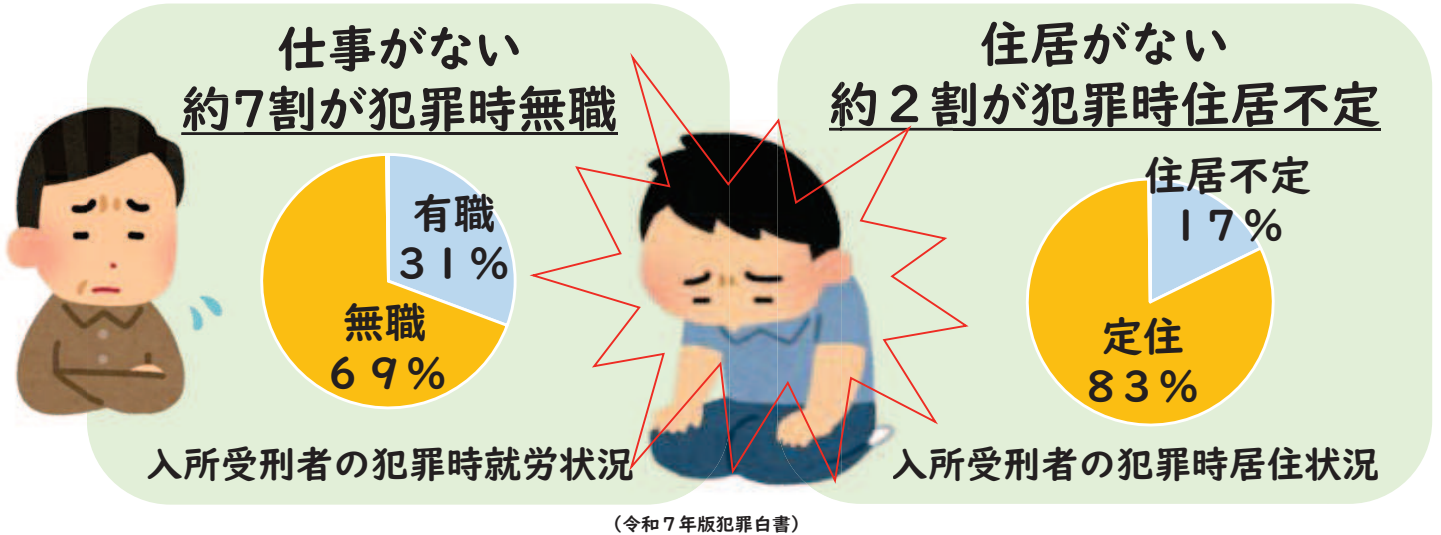
▶ 犯罪を減らすためには再犯者に対して特に対策が必要

➡ 国・地方公共団体・民間団体等が連携して取り組む体制の整備

4

再犯防止の課題～「生きづらさ」という問題

犯罪や非行をした人の中には、様々な「**生きづらさ**」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、**必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまう**ことがあります。

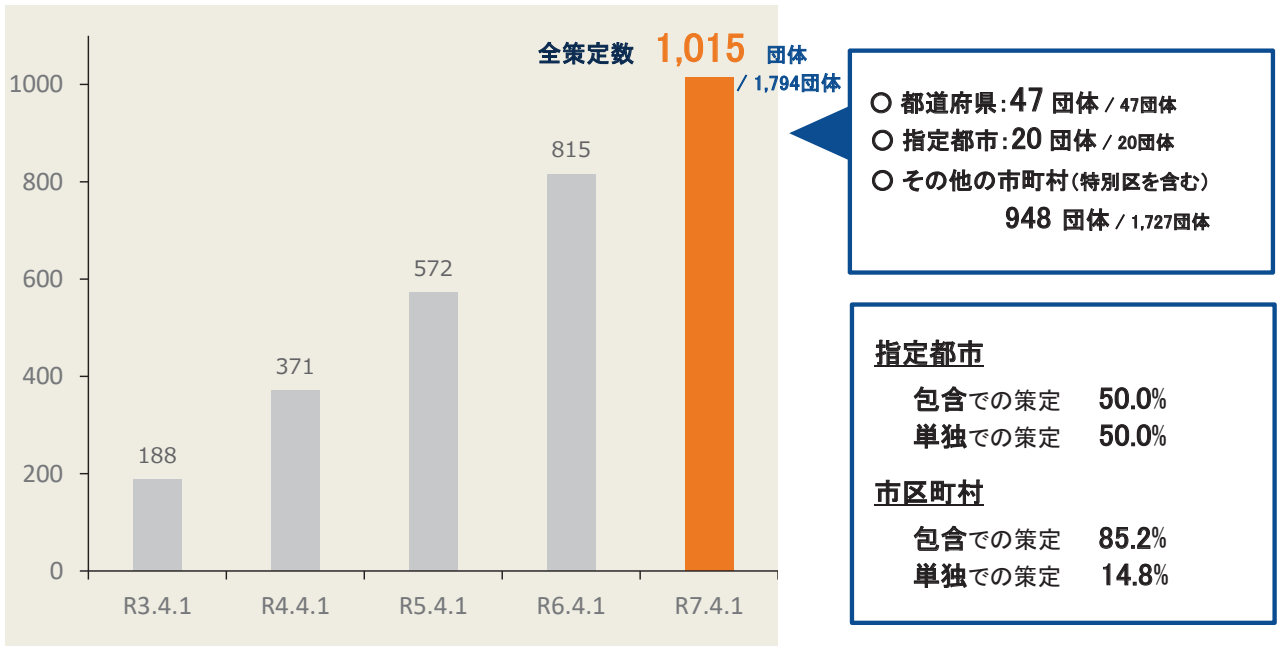


5

地方再犯防止推進計画の策定状況(R7.4.1現在 確定値)

第8条（地方再犯防止推進計画）

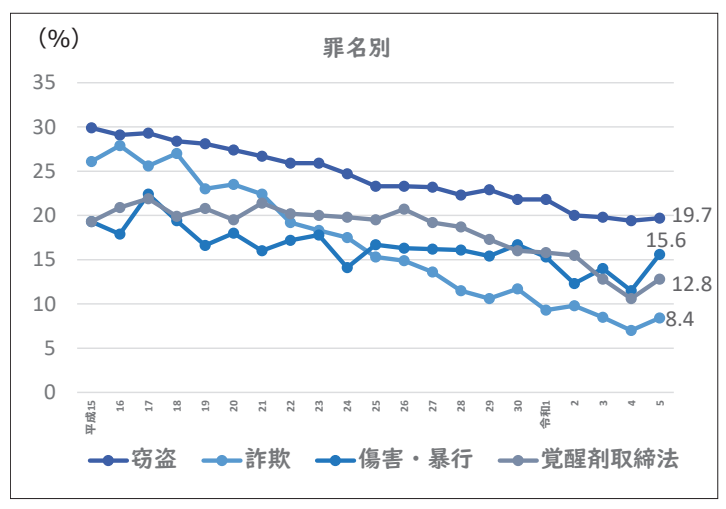
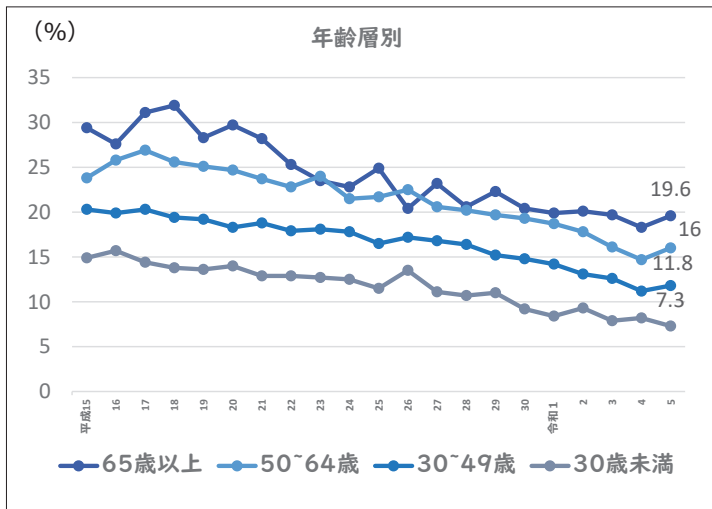
都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



6

【参考】 出所受刑者の2年以内再入率の推移

(令和7年版犯罪白書)



▶ 過去20年間を見ると・・・

- ① 高齢者層の2年以内再入率がほぼ他の年齢層より高い
- ② 窃盗の2年以内再入率が一貫して他の罪名より高い

高齢受刑者が出所後に安定した生活を送るためには、地域・関係機関の支援が必要です。

7

矯正施設における農福連携の推進

農福連携等推進ビジョン（令和6年6月改定）

犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

矯正職員等を対象として、農福連携について学ぶ機会の創出

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）

農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起、農業等への就労を促進

就業に一定の配慮が必要な者の増加

農福連携の課題

矯正施設・農福連携をはじめ、福祉的就労に関する理解・ノウハウが不足

- ・就労・帰住先としてのソーシャル・ファームの認知度の低さ

- ・農園芸等の職業指導対象者と農福連携対象者のミスマッチ

農福団体・犯罪・非行をした者の受入れに対する不安

～ 犯罪・非行をした者の受入れに向けて ～

- ・ 矯正施設と農福連携団体間のギャップを解消
- ・ 農福連携団体への就労・帰住を見据えた指導



8

「農福連携」関係団体との連携①

▶ 農福連携技術支援者育成研修に職員を派遣



農福連携技術支援者育成研修に四国少年院職員を派遣

農福連携を通じて、罪を犯した者等の社会復帰支援を行いたい。
多くの少年院で教育活動の一環として農園芸作業に取り組んでいる。

◆ 農福連携技術支援者とは？

- ➔ 農業者・障がいのある方などに対して、農福連携の実践手法を助言する専門人材
- ➔ 研修修了者には「農福連携技術支援者」(農林水産省認定)として現場で支援可能

▶ 中国四国農政局との連携

農福連携オンラインセミナー (中国四国農政局・中国矯正管区と共催)

- ➔ 令和7年12月17日(水)にオンライン開催
- ➔ 農福連携事業者・矯正職員等が取組などを発表



9

「農福連携」関係団体との連携②

▶ 農福連携事業所との連携

★農福連携意見交換会



徳島刑務所



高松刑務所



松山刑務所



西条刑務支所



高知刑務所

★ソーシャルファーム説明会:四国少年院



・農福連携事業者の協力により、在院者への農業技術指導、職業講話を実施

★就農指導:松山刑務所

- ・就農希望の自立更生促進センターへ帰住予定者に就農指導を実施
- ・近隣自治体等関係機関との勉強会、職場体験(農業)を実施

10

農福連携の発展に向けた今後の展望（矯正施設として）

▶ 農福連携事業者への矯正施設・受刑者等雇用への理解・協力の拡大

- ➔ 理解ある農福連携事業者の開拓、協力雇用主への登録数増加
- ➔ 矯正施設での意見交換会、矯正展への賛助団体として出店

▶ 農福連携事業者・矯正施設の双方にメリットがある取組

- ➔ 農福連携イベントへ矯正施設が参加（刑務作業製品の即売会など）
- ➔ 農福連携事業者からの生産品等の購入
※四国内の矯正施設が農福連携事業者である福祉団体から花苗を購入
- ➔ 矯正施設の一方的な依頼だけではなく、農福連携事業者にもメリット



（実際に購入した花苗）

▶ 受刑者等を実際に農業への就労に結び付けるために

- ➔ 受刑者等の農業適性の情報管理（コレワーク（矯正就労支援情報センター室）の活用）
- ➔ 農業事業者への受刑者等専用求人の利用促進のお願い
- ➔ 民間事業者等が提唱する就労定着による地域生活の安定（地域創生等への協力）

11

居住支援

居住支援とは・・・

住まいの確保に困難を抱える人々（**住宅確保要配慮者**）に対して住宅を提供することで、居住の安定等を図ることを目的として実施

住宅確保要配慮者

法律※1で定める者

- ① 低額所得者
（月収15.8万円（収入区分25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ **住宅の確保に特に配慮を要するものとして**
国土交通省令※2で定める者

国土交通省令で定める者

- ① 外国人等
（外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、**刑務所出所者等**、生活困窮者など）
- ② 東日本大震災等の大規模災害の被害者
（発災後3年以上経過）
- ③ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）

※2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）

【国土交通省資料参照】

支援の枠組み作りのためには**関係省庁間の横断的な連携**が不可欠

12

居住支援^{〔継続〕} 居住支援法人等との意見交換会

R5年度から

居住支援法人等との意見交換会を開催

居住支援法人等の関係者を対象とした近隣刑事施設の見学、意見交換会を実施

【目的】 施設見学等によって刑務所のイメージの改善に繋げる
刑事施設内に支援を要する対象者がいることを知ってもらう
居住支援法人、地方自治体の住宅関係部署等との関係作り

【昨年度の実施状況】

実施日	場所	出席者
R7.11.5	松山刑務所	愛媛県内居住支援法人、愛媛県、松山市、東温市、徳島県東みよし町社会福祉協議会、高知県立大学、四国地方整備局、四国厚生支局、松山保護観察所、松山刑務所等



13

四国ブロック再犯防止シンポジウム

令和7年12月16日(火) 13:00~16:00、「社会へつなげる福祉の力」をテーマに、レクザムホール(香川県県民ホール)でシンポジウムを開催しました。

法務4機関(高松高等検察庁、四国地方更生保護委員会、高松法務局、四国矯正管区)による共催です。



(令和7年度四国ブロック再犯防止シンポジウムの様子)

基調講演に加え、6名のパネリストによるパネルディスカッションも行われ、犯罪をした人が様々な問題を抱えながらも孤立することなく再び自立して、社会の一員として生活を送るために、関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、どのような支援を実施できるのかについて事例を用いて、議論を行いました。

社会へつなげる福祉の力

参加無料・事前申し込み要

令和7年度 四国ブロック
再犯防止シンポジウム

12月16日◎
13:00~16:00(開場12:00)

【会場】
レクザムホール小ホール
(香川県県民ホール)

〔共催〕 高松高等検察庁、高松法務局、四国矯正管区、四国地方更生保護委員会

14

拘禁刑創設の趣旨

令和7年4月1日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
<p>○刑法 （懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。</p> <p>（禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。</p>	<p>○刑法 （拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。</p> <p>第13条 削除</p>

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

出所者雇用という カタチの求人あります

人材確保 × 社会貢献

メール等で簡単に
御利用可能!



費用負担は
一切ありません

罪を反省した彼らが、「職場」という居場所を見つけ、立ち直るために、新しい仲間として迎え、雇用していただける皆さんの理解とお力添えが必要です

3つのサービスで出所者等雇用のお手伝いをいたします!



1 雇用情報提供サービス

全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地名などの情報を一括管理し、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を素早くご紹介します

2 採用手続支援サービス

事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポートします

3 就労支援相談窓口サービス

事業主の方に対する各種支援制度、矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会等をご案内します

つ(な)ぐ コレワーク



1. 出所者等雇用の重要性

再犯をして刑事施設に戻ってしまっただけの多くが無職でした

何とかしなければ!

刑務所出所者等の雇用を増やそう

再犯防止
犯罪被害の減少

安

心

安

全

な社会へ!

無職

約70%

2. 雇用情報提供サービスについて

コレワークは、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に採用手続きのためのお手伝いをさせていただきます。

相談

1. 求める人材の条件をお教えてください

検索

2. 条件に合う人材がいる刑務所・少年院をお教えします

求人

3. ハローワークにて受刑者等専用求人をお作りください

連絡

4. 面接希望者がいる施設orハローワークから連絡があります

面接

5. 採用面接(対面式orリモート面接)の実施

3. 施設名の情報提供について

★雇用ニーズにマッチした施設名の提供をいたします！

検索DATA			
所属施設	年齢	性別	罪名
〇〇刑務所	52	男	道路交通法違反
△△刑務支所	36	女	窃盗
□□少年院	18	男	傷害
職歴	希望職種	所持資格	帰住先
建設業 事務員 飲食業	建設業 介護業 土木工事業	フォークリフト ホームヘルパー 普通自動車免許	徳島県〇〇市 香川県〇〇町 愛媛県〇〇郡 高知県〇〇市



令和〇年〇月〇日

(株)〇〇運送 様

コレワーク四国

コレワーク四国による検索結果等について

下記のとおり検索結果が出ましたので通知させていただきます。

記

1 該当矯正施設

※〇〇刑務所、〇〇刑務所、〇〇刑務所、〇〇刑務所、
〇〇刑務所、〇〇少年院、〇〇少年院

(合計7施設)



★事業主様へのお願い

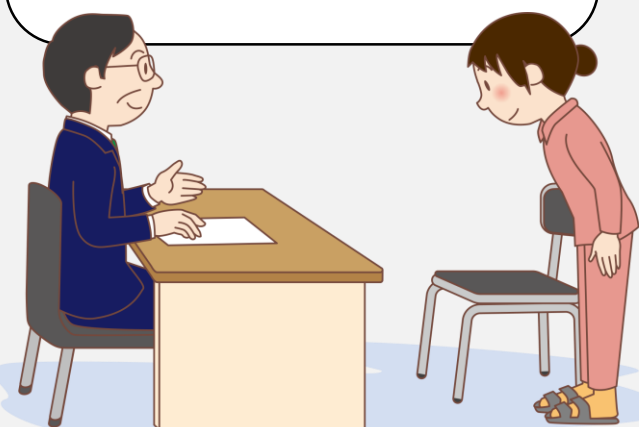
施設検索結果等をもとに
受刑者等専用求人を作成
ください

- ・ 求人票の特記事項欄に施設名が掲載されます
- ・ 求人票更新時はコレワークから御連絡します

4. 採用面接と定着指導について

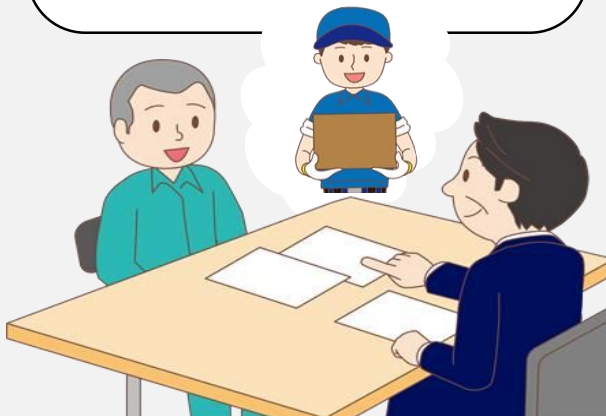
採用面接

刑務所・少年院で本人と面会面接
TV会議でも可能



定着指導 (就業前)

就業の心構え・打合せ等
出所後の就労内容について



5. その他の支援サービスについて

● 求人票更新の情報提供

求人票を更新する際(3か月毎)に掲載していただく該当施設名の提供をリアルタイムに行います。

● 個別相談会

雇用に関する不安や疑問等を刑務所出所者等の雇用経験が豊富な「雇用支援アドバイザー」に相談することができます。

● 雇用支援セミナー

雇用に関する手続きや各種支援制度を分かりやすく御説明します。各組合等への訪問もいたします。

● スタディツアー・施設見学会

受刑者等が刑務所・少年院でどのような生活をしているのか見学することができます。

6. 雇用経験者談



(株)松山土木工業 取締役社長 宇都宮 克仁 氏

私は、恩師の薦めで平成13年から更生保護活動に携わっています。私たちに相談にくる少年院・刑務所出所者は、帰る場所のない人ばかりです。

彼らは、幼年期の愛情不足、成長期の教育不足、現在の貧困収入不足等、社会全体が守らなければならない人たちです。私はそんな彼らを雇用する際、求人目的だけではなく、この活動に大義を掲げ、心のバランスを保つよう心掛けています。できればその自己満足を超越できればと日々努めています。

地域貢献のため、誰かが誰かのためにやらなければならないと思っています。

7. アクセスについて

〒760-0033

高松市丸の内1番1号高松法務合同庁舎B1

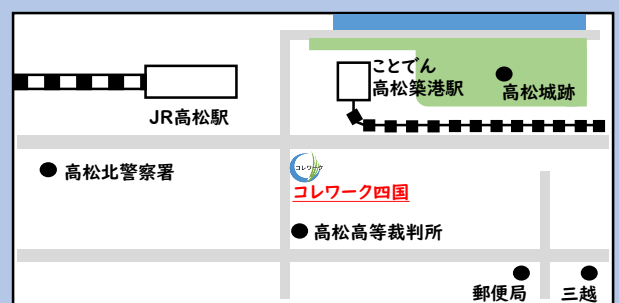
法務省コレワーク四国

つ(な)ぐ コレワーク

0120-29-5089

受付時間 10:00~17:00 (土日祝日除く)フリーダイヤル

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html>



拘禁刑創設の趣旨

令和7年8月20日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
<p>○刑法（懲役）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる。</u></p> <p>（禁錮）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 禁錮は、刑事施設に拘置する。</p>	<p>○刑法（拘禁刑）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。</p> <p>3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u></p> <p>第13条 削除</p>

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

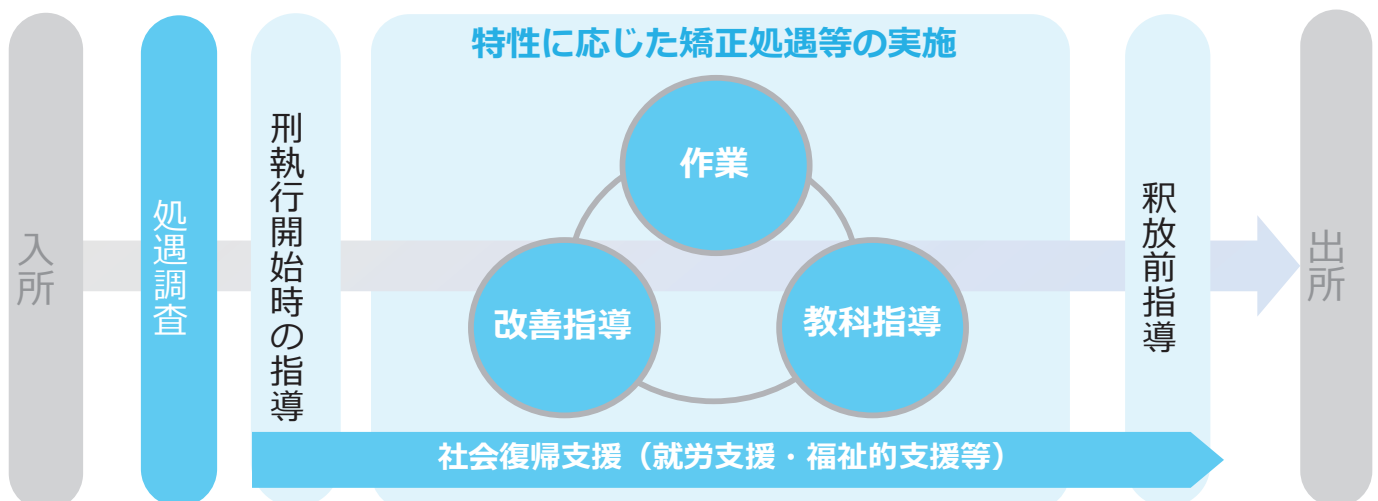
✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

刑事施設が果たすべき役割

受刑者が自ら犯した罪や被害者の方々の心情等に向き合って改善更生するべく、矯正処遇等を行うことで、釈放後、再び罪を犯すことなく、新たな被害者を生み出さないようにします。

拘禁刑下の矯正処遇等



拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂 ○少年鑑別所の鑑別機能も活用

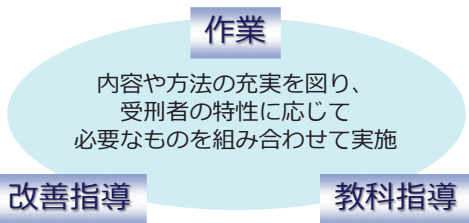
→ **特性を把握するためのアセスメント機能を強化**

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ **特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施**

矯正処遇の充実



社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

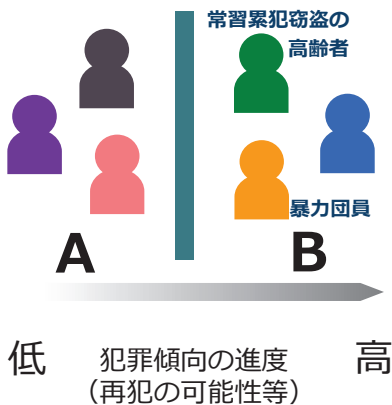
出所

集団編成の見直し

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実現するために、矯正処遇課程を導入

これまでの集団編成

犯罪傾向の進捗（再犯の可能性等）によって受刑者を分類し、集団を編成して処遇



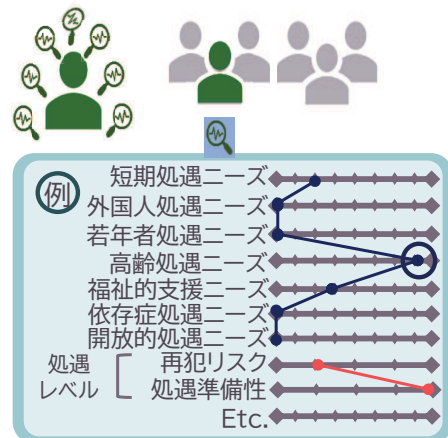
いわば「**単軸評定**」

保安上のリスクの高い者に合わせた規律秩序を過度に重視した画一的な処遇にならざるを得ない編成

拘禁刑下の集団編成

処遇指標の指定

矯正処遇等の効果的な実施を図るため、**受刑者の年齢、資質、環境その他の事情**に応じた処遇指標を指定



いわば「**多軸評定**」

心理専門官を中心に多職種の職員が関与するなど**アセスメント機能も強化**

矯正処遇課程

受刑者ごとの**特性等**に応じた処遇類型「**矯正処遇課程**」を新設（以下は一例）



- ・高齢、障害等の受刑者の特性に応じた基本的な処遇類型を設け、処遇の目標、作業と指導の組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定
- ・この類型に基づいて集団を編成しつつ、個々の事情も考慮して処遇を実施

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施することが可能に

矯正処遇課程の新設

24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

課程名	対象者	課程名	対象者															
D 拘留課程 Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	O 開放的処遇課程 Open	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事故犯集禁対象者															
Jt 少年院在院受刑者処遇課程 Juvenile Training	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	ST 短期処遇課程 Short Term	執行すべき刑期が6月未満の者															
I 禁錮課程 Imprisonment	禁錮受刑者	A 依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者															
F 外国人処遇課程（一般） Foreigner	日本人と同一の処遇が困難な者	DS 高齢福祉課程 Daily care-Senior	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者															
FX 外国人処遇課程（特別） Foreigner X	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者	DH 福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Daily care-Handicapped	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者															
FZ 外国人処遇課程（条約） Foreigner Z	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者	DM 福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害） Daily care-Mental disorder	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者															
J 少年処遇課程 Juvenile	少年院収容を必要としない少年	従来のA B指標に替わる新たな観点 処遇レベル 再犯リスクと処遇準備性(注)の2軸で判定(4分類) <table border="1"> <thead> <tr> <th>処遇レベル</th> <th>再犯リスク</th> <th>処遇準備性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1</td> <td>低</td> <td>高</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>低</td> <td>中～低</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>高</td> <td>高～中</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>高</td> <td>低</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度</small>		処遇レベル	再犯リスク	処遇準備性	レベル1	低	高	レベル2	低	中～低	レベル3	高	高～中	レベル4	高	低
処遇レベル	再犯リスク			処遇準備性														
レベル1	低			高														
レベル2	低			中～低														
レベル3	高			高～中														
レベル4	高	低																
Y 若年処遇課程 1～3 Young	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者																	
L 長期処遇課程 1～4 Long	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1～4の者																	
G 一般処遇課程 1～4 General	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者																	

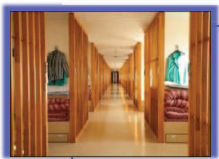
特別コースの新設

指定された矯正処遇課程にかかわらず、特別な目的のために、ある一定の期間に限って集中的に特定の矯正処遇等を実施



農業ビジネスコース

農産物の生産並びに生産物の加工及び販売企画等の実践を通じて、出所後の農業その他農業に関連する産業へ就労に向けた処遇



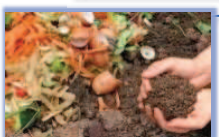
社会生活移行処遇コース

刑の執行以前からの社会変化への適応及び出所後の円滑な社会生活への移行を目的としておおむね6月程度、開放的な環境の下での処遇



少年・若年ユニット型処遇コース

心身が発達段階にあって、可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇



サステナブル作業コース

施設所在地域の団体等と連携の上、社会的課題の解決に資する作業の実施を通じて、出所後社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能を習得

サーキュラーエコノミークラス

企業、団体等と連携し、施設所在地等で採取される資源の保全、同資源等に係る普及活動その他の地域課題の解決に貢献
 ▶喜連川社会復帰促進センターにおける在来種の動植物（カワラナギクなど）の保全 等



教科指導集中処遇コース

補習教科指導又は特別教科指導を集中的に実施

対象者を女性受刑者に拡大

～松本少年刑務所～

○1年間の集中した補習教科指導

公立の中学校の分校を刑務所内に設置し、全国の義務教育未修了者等のうち希望する者を募集し、1年間、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえ、集中した教育を実施。

○令和6年4月に女性受刑者が入学

中学校の教育を学ぶ機会を、これまでの男性受刑者に加え、女性受刑者にも拡大。



ものづくり人材養成クラス

伝統工芸その他の施設所在地等における後継者の不足が課題である地域特有の作業等の実施を通じ、高度な専門的知識及び技能を習得させるとともに、地域の企業、団体等と連携の上、製品開発等を行う
 ▶青森刑務所における伝統産業（津軽塗） 等

拘禁刑下の作業

I 作業の意義・目的

作業は、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合に行わせることができるため、その必要性に応じた実施目的を明確化する必要がある。

これまで

懲役の本質的要素であるため、作業を行うことが目的化

拘禁刑

作業の必要性が認められた受刑者について、どのような作業に就業させることが適切か、また、その作業は、どのような処遇効果が期待できるかを明確化

II 作業の名称

作業の実施が必要と認められる受刑者に、どのような目的で、どのような効果を期待するのか、名称も明確化する必要がある。

これまで

懲役は、作業の実施が前提であるため、国側から見た作業の態様に応じた名称
【生産作業、自営作業など】

拘禁刑

特別改善指導「薬物依存離脱指導」等のように、その実施目的や意義が明確な名称となるように変更
【基礎的作業、機能別作業（コミュニケーション能力等向上作業）など】
※事務手続上の名称は継続

III 受刑者への働き掛け

作業を行うことの必要性を自覚させ、自主的に作業に取り組む意欲を育み、作業を通して、社会生活に適応する能力を育成する必要がある。

これまで

指定された作業を黙々と「行わせること」が目的化し、自主性等を養成する働き掛けが不十分

拘禁刑

作業の動機付けを十分にいき、就労意欲を喚起した上で、個々の特性に応じた作業を適切に課す。

拘禁刑下の作業～作業の名称～

これまでの種類

生産作業

主に民間企業等との契約に基づき、物品を製作する作業及び労務を提供する作業



自営作業

施設内における炊事、洗濯、清掃、介助等の経理作業、建物等修繕等の営繕作業



社会貢献作業

社会に貢献していることを実感することにより改善更生等に資する作業



職業訓練

職業に関する免許・資格等を取得・習得させるために行う訓練



拘禁刑下の作業の種類

NEW

基礎的作業

- ・ 社会人として、勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身に付けさせる。
- ・ 作業を、自律性の度合い、集団の中での役割、責任の軽重等によって三段階（作業区分）に区分し、その区分に応じて設定された目標に向け、職業上の基礎的な能力を身に付けさせていく。

作業区分Ⅰ

規則正しい勤労習慣を身に付けたり、途中で投げ出さずに忍耐強く作業に取り組む 等

作業区分Ⅱ

定められたルールを自らの意思で守り、設定された作業上の目標に取り組む姿勢を養う 等

作業区分Ⅲ

状況に応じて適する方法等を選択して作業を行い、自ら設定した目標に取り組む 等

NEW

機能別作業

- ・ 特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に実施

コミュニケーション能力等向上作業

出所後の就労や就労の定着のために必要とされるコミュニケーション能力や課題解決能力等の向上を図る。
全国71庁で実施

機能向上作業 (基礎的作業移行・社会参画課程)

作業療法士等による定期的な助言や指導を受け、認知機能及び身体機能の維持、自己肯定感の向上を図る。
主に高齢福祉課程及び福祉的支援課程で実施

チーム参加・管理能力等養成作業

課題の設定、商品等の企画、製造、販売、振り取りまでを実践的に体験させ、組織やチームを管理・運営していく能力等を養成する。
川越少年刑務所で試行

キャリア開発・実践作業

社会参加体験を通じて、身体機能や社会適応能力を向上させ、新たなキャリア開発を図る。
主に開放的処遇課程で実施

社会貢献作業（継続）

外部通働作業（継続）

職業訓練

- ・ 出所後の就労への準備を進める既存の取組を職業訓練の種類として整理、種目等の見直しも継続

標準職業訓練（継続）

NEW

就労準備職業訓練

専門職業訓練（継続）

復習的訓練

・ 釈放3か月前の訓練修了者を対象に復習を実施

職場体験訓練

・ 就労内定企業等の見学・体験等

就労移行訓練

・ 協力雇用主等の求める技能の習得

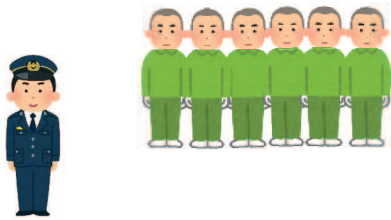
拘禁刑下の作業～受刑者への働き掛け～

作業の動機付け

受刑者に作業を実施させる場合は、作業に取り組む上での目標を持たせ、又は受刑者自身に目標を考えさせるなどして作業に取り組ませた上、定期的に振り返りを行わせることによって、改善更生や円滑な社会復帰に向けた動機付けを高めていく。

動機付けは、第一次から第三次までの三段階で行い、第三次動機付けは、出所までの間、モチベーションを維持するように実施する。

第一次動機付け



刑執行開始時指導の一環として、施設内における作業内容等を説明する際に併せて講義形式で実施

第二次動機付け



作業を指定された際に、受刑者個々の特性に応じ、面接形式等で動機付けを行い、目標を設定

第三次動機付け



定期的に自分自身の振り返り、自己評価を繰り返し、都度、多様な方法で動機付けを行い、次期の目標を設定

職員による声掛け、民間企業等の講話・指導を通じたモチベーションの維持

動機付け、個々の作業への小目標の設定と、その振り返りを繰り返し、スモールステップで、矯正処遇の目標（大目標）の達成を目指す。

9

特別改善指導の充実

薬物依存離脱指導 *R1*

薬物依存の認識等を理解させ、断薬への動機付けを図り、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる。

暴力団離脱指導 *R2*

暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。

性犯罪再犯防止指導 *R3*

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

被害者の視点を取り入れた教育 *R4*

被害者の命を奪うなどの罪を犯した者に対し、被害者及びその遺族等の心情を認識させ、謝罪及び被害弁償の具体的な方法について考えさせる。

交通安全指導 *R5*

交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等を涵養する。

暴力防止指導 *R7*

自己の暴力に至るパターンを理解し、自己の暴力及び事件による被害者に対する影響及び責任を認識させ、適切に自己の考え及び感情等を表現するための具体的な方法を習得させる。

特別改善指導の充実策の例

薬物依存離脱指導の実施体制強化

○対象者のアセスメントの充実

再犯リスクと薬物依存の重症度を組み合わせた密度別指導コースを指定。

○移行プログラムの開発

必要な者を社会内の治療・支援等に確実につなげることによって再犯防止効果を高めるためのプログラムを開発。



暴力防止指導の新設

○実施施設・指導対象者を拡大

一部の刑事施設で実施していた、一般改善指導「暴力防止プログラム」を改訂し、特別改善指導として位置付け、実施施設を全施設（女性刑事施設含む。）に拡大。

○個々の問題性に依じた指導

暴力全般の問題を扱う「コアプログラム」、個別の問題を扱う「オプションプログラム」を設け、オプションプログラムでは、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどの問題に対応するプログラムを新設。

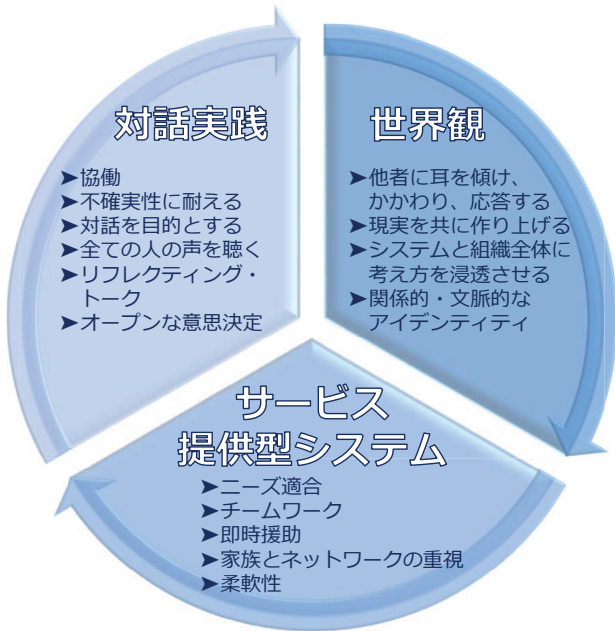
10

オープンダイアログの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の推進

オープンダイアログとは

フィンランド・西ラップランド地方のケロプダス病院で行われていた精神疾患、特に統合失調症患者のケアの技法と臨床思想。20年間の実践で統合失調症の発病率を低減。対象は統合失調症に限定されない。

オープンダイアログの中心的な考え方



(引用：ODNガイドライン作成委員会「オープンダイアログ対話実践のガイドライン（第1版）」、2018）

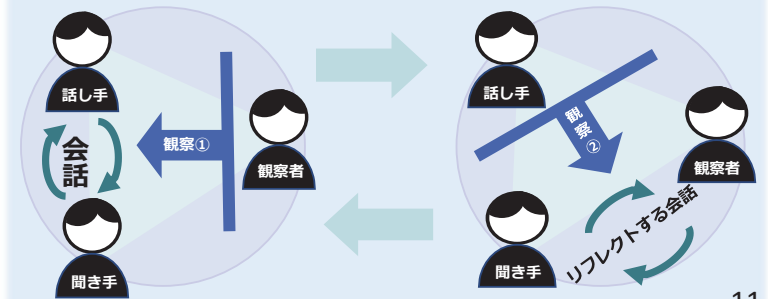
一般改善指導「対話」の新設

受刑者が自身のことを語ることをもって、自身の状況を認識させ、課題を克服するための援助が得られることを実感させることで、更生への動機付けを高めること等が目的。

その具体的内容の一つである「対話実践」に、オープンダイアログの手法や考え方を導入。



三者による最小構成のリフレクティング・トーク



(引用：一部加工：矢原隆行「矯正職員のためのリフレクティング・プロセス」、2024)

11

被害者等の心情等を考慮した矯正処遇

自らの問題性、犯した罪や被害者等の心情等に向き合うよう、働き掛けを強化

被害者等の心情等の把握

- ▶ 被害者関係調査
- ▶ 被害者等の心情等の聴取・伝達制度

反映

- 被害者等の被害に関する心情
- 被害者等の置かれている状況

処遇要領（例）

◎ 矯正処遇の目標

- ▶ 自己の問題点を認識し、**被害者等の心情を踏まえ**、自己のとるべき行動を具体化する。

◎ 矯正処遇の内容・方法

- ▶ 特別改善指導 被害者の視点を取り入れた教育
- ▶ 一般改善指導 対話
- ▶ 一般改善指導 被害者心情理解指導

◎ 矯正処遇実施上の留意事項

- ▶ 被害者等の峻烈な心情を踏まえ、その心情を時間をかけて理解できるよう処遇を行いたい。

改善指導

○ 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）

- ▶ 入所後の早期から被害者等について考える機会を設けるとともに、謝罪及び被害弁償についての自覚を深めさせ、その方法を具現化させる指導を釈放に至るまで継続して実施（令和5年12月～）

◆ 導入プログラム（刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施）
受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。

◆ 準備プログラム（本科プログラム開始までの間、年1回以上実施）
被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らの贖罪の在り方を模索させる。

◆ 本科プログラム
犯した罪の大きさや被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。

◆ 継続プログラム（本科プログラム終了後、年1回以上。釈放前おおむね1年間は2回以上。）
再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

○ 一般改善指導（被害者心情理解指導）

- ▶ 被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取・伝達制度でお伺いした心情等を理解させ、罪の意識や感謝の気持ちをかん養する指導を実施

一般改善指導「対話」も適宜組み合わせながら、在所期間を通じて継続的に指導を実施

12

社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化（令和5年12月施行）
 → 内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施

多職種連携によるチーム処遇の実施

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、「個別支援処遇推進チーム」による多職種の職員でのチーム処遇を実施

→ 本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能に

【対象受刑者】

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 など



定期的なケース会議を実施

就労支援

○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接を実施



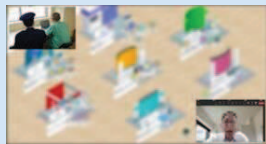
○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、就労で必要とされる心構えや行動様式を習得

○民間の団体や企業と連携した就労支援

《職親プロジェクト》

- ・出所時に働く場を提供
- ・メタバース空間における仕事フォーラム（受刑者が参加する企業説明会）を実施



《民間企業が開発したプログラム》

（株）リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

福祉的支援

- 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握

- 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携した出所後の福祉サービス調整

- 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整

- 高齢又は障害のある受刑者に対する、社会適応に必要な基礎的知識・能力を身に付ける指導を実施

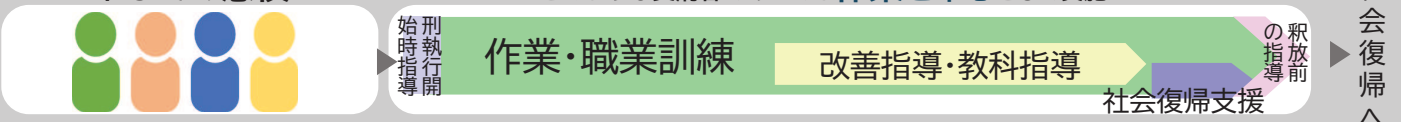


拘禁刑下における処遇イメージ

これまでの懲役……

どのような受刑者であっても作業を中心として実施

社会復帰へ



▼ 拘禁刑下における処遇のイメージ ▼

イメージ1

Aさん
 年齢:70歳
 罪名:詐欺
 (無銭飲食)
 刑期:2年

【特性等】
 ・認知症、身体障害等
 ・自立生活困難
 ・福祉的支援が必要 など

高年齢福祉課程
 DS 課程

拘禁刑下

刑執行開始時の指導

前期 中期 後期 出所後

各種指導
 認知・身体機能の維持・向上 対人スキル

社会復帰支援
 支援方針 支援機関等と連携 チーム処遇

作業
 基礎的作業 機能向上作業 基礎的作業

釈放前の指導

再犯防止に必要な福祉サービスへ

イメージ2

Bさん
 年齢:35歳
 罪名:窃盗
 刑期:1年6月

【特性等】
 ・知的障害、発達障害
 ・自立生活困難
 ・福祉的支援が必要 など

福祉的支援課程
 DH 課程

拘禁刑下

刑執行開始時の指導

前期 中期 後期 出所後

各種指導
 一般改善指導 対話 コグトレ (認知機能維持・向上プログラム)

社会復帰支援
 支援機関等と連携

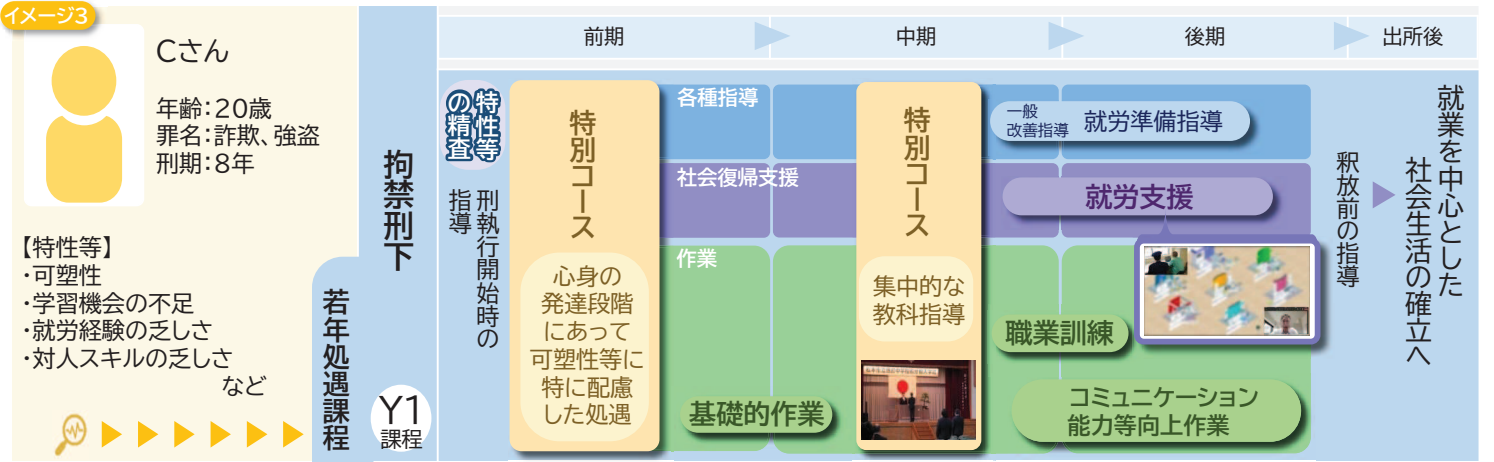
作業
 基礎的作業 機能向上作業

釈放前の指導

福祉的就労を含む福祉サービスへ

拘禁刑下における処遇イメージ

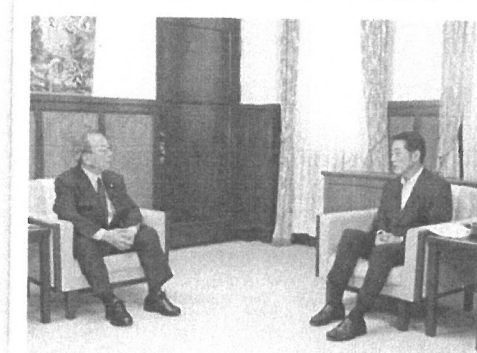
イメージ3



イメージ4



令和7年4月11日付けで、更生保護法人愛媛県更生保護会の顧問として中村時広愛媛県知事に就任していただきました。



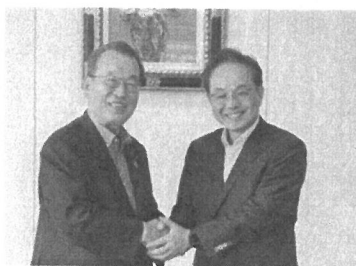
更生保護法人愛媛県更生保護会 普通会员・賛助会員・名誉会員募集のご案内

平素から、愛媛県 更生保護会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
私たち更生保護会は、帰住先のない刑務所出所者などを一定期間受け入れる県内唯一の宿泊型更生保護施設「雄郡寮」を運営しています。雄郡寮では自立の準備に集中できるよう、食事、宿泊などの生活基盤を提供するほか、入寮者の特性に応じ、社会復帰に向けた指導・助言を行い、長年にわたり「犯罪のない安全・安心な明るい社会づくり」のために日々努力しています。

本会の活動の財政基盤は法務省からの委託費が主となりますが、その委託費は微増しているものの、昨今の物価高騰の影響を受けて、ここ数年間は赤字経営が続き、法人の存続自体が危ぶまれています。

そこで、この度、財政基盤を強化するため、賛助会員を募集する運びとなりました。本会の活動趣旨にご理解をいただける皆様にご入会いただき、本会の事業運営にご支援を賜りたいと考えております。

この活動に三金融機関においても、力強いご支援をいただいております。



株式会社伊予銀行
三好賢治 頭取



株式会社愛媛銀行
西川義教 頭取



愛媛信用金庫
八石玉秀 理事長

【普通会员】 毎年会費を拠出する者……………1口 3,000円または5,000円（1口以上）

【賛助会員】 毎年賛助会費を拠出する者……………1口 10,000円（1口以上10口以内）

【名誉会員】 この法人に対し功労のあった者……特別会費 一回で200,000円以上拠出した者

入会手続き、入金方法や会員規程などの細部は、更生保護法人 愛媛県更生保護会 事務局へお問い合わせください。

〒790-0056 愛媛県松山市土居田町280番地1

更生保護法人 愛媛県更生保護会
施設長 河野賢嗣

電話：089(972)0714 FAX：089(972)0819